

高 第 2 0 5 5 号の 4
令和 2 年 3 月 13 日

各訪問サービス事業者 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

県内における新型コロナウイルス感染者の発生等に伴う
代替サービスの提供に係る協力依頼について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関し、通所サービスについては、「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和 2 年 2 月 18 日付け厚生労働省事務連絡）等に基づき、公衆衛生対策の観点から休業要請がなされるケースが想定されており、今般、県内においても、利用者等に新型コロナウイルス感染者が確認された伊丹健康福祉事務所管内の通所リハビリテーション事業所に対して休業要請が行われた事案が発生しています。

こうした休業要請に伴う休業の際には、「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点」（令和 2 年 3 月 6 日付け厚生労働省事務連絡）等に基づき、利用者に対する適切な代替サービスの確保等が求められており、県としても「県内介護サービス事業所利用者の新型コロナウイルス感染に伴う感染拡大防止に向けた対応の徹底について」（令和 2 年 3 月 9 日高第 2055 の 2）等により、感染拡大防止の観点から、代替サービスとしては、居宅を訪問して行うサービス（訪問系サービス）の調整をお願いしています。

つきましては、居宅介護支援事業所等から代替サービスの提供要請があった場合には、下記の対応について御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本件に関し、兵庫県介護支援専門員協会に対して、別添のとおり協力をお願いしていますので、併せてお知らせいたします。

記

1 代替サービスの利用調整について

新型コロナウイルス感染者との濃厚接触が疑われる通所サービス利用者が自宅待機となった場合において、居宅介護支援事業所等を通じて当該利用者に対する代替サービスの提供要請があった際には、積極的に代替サービスの提供に御協力いただきたいこと。

2 代替サービス提供の際の留意点について

代替サービスの提供に当たっては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡）「3. 訪問介護事業所等における対応」に記載のある「サービス提供にあたっての留意点」及び「個別のケア等の実施にあたっての留意点」等に十分に留意すること。

高齢政策課介護基盤整備班：藤本(俊)
TEL 078-341-7711 内線 3107